

第427回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年4月25日（木）午後2時00分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

~~1番~~ 井上隆市委員 2番 江口勘四郎委員 3番 尾形智代委員

4番 上妻一実委員 5番 羽島誠一委員 6番 吉田敏恵委員

7番 黒田浩次委員 8番 富田憲一委員 9番 山川光照委員

10番 奈良崎洋一委員 11番 長沼健司委員 12番 松田陽一委員

13番 鈴木萬四郎委員 14番 後藤敏秀委員 15番 原田広幸委員

16番 木村辰也委員

出席推進委員 10人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、
稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員 1番 井上隆市委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第494回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程5 議 第3号 第495回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程6 議 第4号 上山市農地等の利用の最適化の推進に関する推進に関する指針について

日程7 議 第5号 令和6年度上山市農業委員会運営方針について

日程8 承認第1号 令和5年度上山市農業委員会事業報告について

日程9 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程10 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程11 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程12 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程13 報告第5号 非農地証明書の交付について

日程14 報告第6号 令和6年度上山市農業委員会歳入歳出予算について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、4月18日に告示になりました、第427回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年4月18日、上山市農業委員会告示第4号により、令和6年4月25日、第427回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和6年4月18日付け農委第24号をもって、第427回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第427回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、1番、井上隆市委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が10人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、4番、上妻一実委員、11番、長沼健司委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は檜下在住の〇〇氏、農業、譲受人は檜下在住の〇〇氏、農業であります。檜下地内の畑3筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活

	用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、長沼健司委員。
長沼委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。19日に現場確認を行いました。作物はありませんが草刈りなどの手入れがされていました。その後23日に〇〇さんに電話で確認をしました。その土地はだいぶ前に仮登記をして買った土地でしたが、名義変更がなされていませんでした。〇〇さんの旦那さんが亡くなったことにより、所有権を〇〇さんに移動することになりました。今現在作物を作る予定はありませんが、草刈りなどは近所の方に頼んで荒れないようにしているとのことで、許可相当と思われますがなおご審議宜しくをお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、所有権の移転の整理番号2について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号2について説明いたします。譲渡人は金瓶在住の〇〇氏、無職、譲受人は山形市在住の〇〇氏、農業であります。金瓶地内の畑3筆について所有権の移転をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、鈴木萬四郎委員。
鈴木委員	整理番号2について、現地調査の結果を報告します。19日に〇〇氏のお舅と会い、現地で話を聞きました。〇〇氏は東京の方に暮らしていたのですが、農業がしたいと奥さんと共に戻って来た方です。昨年から〇〇氏のもとでぶどうの栽培方法を学び、そちらは3月いっぱいまで、4月からぶどう園をするそうです。〇〇氏の旦那さんが亡くなり、一人では出来ないということでいろんなところを探していたのですが、たまたま〇〇氏が行うこととなりました。現在はでデラブドウが植栽されていますが、将来的にはシャインに変えたいということで、今年からシャインを植えるとのこと。何ら問題はないかと思しますので、よろしく審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について整理番号1から4は関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。4件の申請がございました。 整理番号1から4について説明いたします。貸し人は、三上在住の〇〇氏、会社員、〇〇氏、農業、〇〇氏、会社員、及び〇〇氏、公務員、借り人は長清水二丁目在住の〇〇氏、農業、であります。〇〇氏は新規就農希望者であり、三上地内の畑4筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。4件につきましては、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、

	許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。
長沼委員長	〇〇氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。１８日に〇〇氏とお父さんの〇〇氏二人から聞き取りを行いました。１０年ほど前から該当の農地を借り、野菜を作っているとのこと。キュウリや紅花、百日草などをお一ばんに出荷する予定となっております。話を聞きますとかなり前からそこで野菜を作っており、これから三上地内に家を買って引っ越し、その周りの畑も購入する予定となっているそうです。今からの予定だと更に７０ａくらい増えた面積で、野菜と花卉を栽培していくとのこと。何の問題もないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１５番、 ^{はらだひろゆき} 原田広幸委員。
原田委員	整理番号１から４について、現地調査の結果を報告します。該当農地は以前より〇〇氏が野菜を作り出荷しております。主に〇〇氏と息子さんの二人で行っているそうです。何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号１から４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用賃借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長	使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は金瓶在住の〇〇氏、農業、借り人は朝日台二丁目に事務所を有する〇〇合同会社、農業であります。〇〇氏と〇〇合同会社の代表は親子であります。金瓶地内の畑８筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１３番、鈴木萬四郎委員。
鈴木委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。先ほどの局長の説明にもありました通り、貸し人の〇〇氏と〇〇合同会社の代表は親子であります。〇〇氏は病気で入院しております。この土地は５年ほど前までラ・フランスを作っておりました。現在は伐根して草地になっております。農地再生を利用して初年度はサツマイモ、将来はアーモンド及びワイン用ぶどうを作りたいという話でございました。調査の結果何ら問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくおねがいします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
黒田委員	〇〇合同会社の主な仕事内容と、今現在農業関係のものを作っているものがあれば教えて頂きたい。
事務局	〇〇合同会社は２、３年前に認定新規就農者になられた会社になります。今現在の正確なところは不明ですが、開始当初はワイン用ぶどうの苗木を河崎地区の辺りを中心に植栽をするという計画が上がっております。
議長	その他ございませんでしょうか。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による

	許可申請のうち、使用貸借権の移転の整理番号１については許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、第４９４回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、第４９４回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の５ページをお開きください。４件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。借り人は藤吾在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は石曽根在住の〇〇氏であります。石曽根地内の畑１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２から４は関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２から４について説明いたします。借り人は、藤吾に事務所を有する有限会社〇〇、認定農業者、貸し人は、藤吾在住の〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田５筆、畑２筆、関根地

	内の畑1筆、藤吾地内の畑6筆、相生地内の畑1筆について、期間満了に伴い貸借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2から4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程5、議第3号、第495回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。整理番号1から3については関連がありますので一括して事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第3号、第495回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。32件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借で、転貸者は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号1から3について説明いたします。借り人は、藤吾に事務所を有する有限会社〇〇、認定農業者、貸し人は金瓶在住の〇〇氏、長清水一丁目在住の〇〇氏、及び長清水二丁目在住の〇〇氏であります。長清水地内の田3筆について、貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 1 から 3 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 4 について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 4 について説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する社会福祉法人〇〇、貸し人は藤吾在住の〇〇氏であります。藤吾地内の畑 1 筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 4 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 5 について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 5 について説明いたします。借り人は権現堂在住の〇〇氏、貸し人は権現堂在住の〇〇氏であります。小倉地内の田 1 筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6及び7について関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号6及び7について説明いたします。借り人は十日町在住の〇〇氏、貸し人は北町本丁在住の〇〇氏、及び金生西一丁目在住の〇〇氏であります。泉川地内の田1筆、金生地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6から7については、原案の通り許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号8について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号8について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、貸し人は中山在住の〇〇氏であります。中山地内の田3筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 8 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 9 及び 10 について関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 9 及び 10 について説明いたします。借り人は長清水二丁目在住の〇〇氏、貸し人は長清水二丁目在住の〇〇氏、及び長清水二丁目在住の〇〇氏であります。長清水地内の田 4 筆について、使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 9 及び 10 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号 11 及び 12 について関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号 11 及び 12 について説明いたします。借り人は仙石在住の〇〇氏、貸し人は、みはらしの丘在住の〇〇氏、及び仙石在住の〇〇氏であります。仙石地内の田 3 筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の

	計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号11及び12については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号13について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号13について説明いたします。借り人は久保手在住の〇〇氏、貸し人は、久保手在住の〇〇氏であります。久保手地内の田3筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号13については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号14について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号14について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、貸し人は、神奈川県在住の〇〇氏であります。中山地内の田1筆について

	て、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号14については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号15について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号15について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、貸し人は、山形市在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田2筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号15については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号16について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号16について説明いたします。借り人は弁天一丁目在住の〇〇氏、貸し人は、山形市在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田6

	筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号16については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号17及び18は関連がありますので、一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号17及び18について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、貸し人は、関根在住の〇〇氏、及び東京都在住の〇〇氏であります。関根地内の田3筆、檜下地内の田3筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号17及び18については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号19から21は関連がありますので、一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号19から21について説明いたします。借り人は皆沢在住の

	〇〇氏、貸し人は、櫛下在住の〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。櫛下地内の田４筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１９から２１については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２２について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２２について説明いたします。借り人は原口に事務所を有する有限会社〇〇、貸し人は、宮脇在住の〇〇氏であります。大門地内の畑６筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２２については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２３から２５は関連がありますので、一括して提

	案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２３から２５について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は、牧野在住の〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏であります。牧野地内の田３筆、畑１筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２３から２５については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２６から３０は関連がありますので、一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２６から３０について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は、宮脇在住の〇〇氏、中生居在住の〇〇氏、山形市在住の〇〇氏、宮脇在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。宮脇地内の田４筆、中生居地内の田２筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２６から３０については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３１について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３１について説明いたします。借り人は櫛下在住の〇〇氏、貸し人は、櫛下在住の〇〇氏であります。櫛下地内の田１筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３１については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３２について提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３２について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は、仙台市在住の〇〇氏であります。三上地内の田１筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３２については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程 6、議第 4 号、上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題といたします。事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第 4 号、上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明いたしますので、別冊資料、農地等の利用の最適化の推進に関する指針をご覧ください。 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項で策定義務が規定されており、昨年 5 月の第 4 1 4 回農業委員会総会において、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、必要な改正を行ったところであります。 【以下、第 1 基本的な考え方を読み上げて説明】 第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法について説明いたします。2 ページをお開きください。 1 遊休農地の発生防止・解消について説明いたします。 (1) 遊休農地の解消目標は、令和 8 年、令和 1 1 年ともに遊休農地を 5 ヘクタールとするものであります。 (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法 として ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について イ 農地中間管理機構との連携について ウ 非農地判断について のとおり実施してまいります。 3 ページをお開きください。 (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法については、記載のとおり評価してまいります。 2 担い手への農地利用の集積・集約化について説明いたします。 (1) 担い手への農地利用集積目標は、令和 8 年に 6 0 %、令和 1 1 年に 9 0 %としております。こちらは、「上山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき決定しております。 4 ページをお開きください。 (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法として

ア 「地域計画」の作成・見直しについて
イ 農地中間管理機構等との連携について
ウ 農地の利用調整と利用権設定について
エ 農地の所有等を確知することができない農地の取扱い
のとおり実施してまいります。

5ページをお開きください。

3新規参入の促進について説明いたします。

(1) 新規参入の促進目標は、これまでの実績等を考慮し、令和8年、令和11年ともに、新規参入者(個人)を12人・10ヘクタール、新規参入者(法人)を5法人・5ヘクタールとするものであります。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法 として

ア 関係機関との連携について
イ 新規就農者の情報収集について
ウ 企業参入の推進について
エ 農業委員会のフォローアップ活動について
のとおり実施してまいります。

(3) 新規参入の促進の評価方法については、記載のとおり評価してまいります。

6ページをお開きください。

第3「地域計画」の目標を達成するための役割について説明いたします。

【以下、第3「地域計画」の目標を達成するための役割を読み上げて説明】

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。議第4号上山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長	日程 7、議題 5 号、令和 6 年度上山市農業委員会運営方針について議題といたします。まず、基本方針について会長である私から説明いたしますので、別冊総会資料の 4 ページをお開き願います。 【以下、基本方針を読み上げて説明】 2 事業計画については、会長職務代理者より説明いたします。
原田代理	2 事業計画についてご説明いたします。(1) 諸会議の開催について、総会、運営委員会（5 ページをお開きください。）、全員協議会、専門委員会、最適化推進会議の日程については記載のとおりであります。 また、以下、 (2) 農地調整関係業務の適正執行 (3) 農地中間管理事業 について、それぞれ記載のとおり実施してまいります。 (4) 農地利用の最適化の推進 (5) 農政、農業振興の活性化 6 ページをお開きください。 (6) 研修事業の実施 (7) 認定農業者の育成・確保 (8) 農業者年金への加入促進と組織への支援活動 (9) 農業委員会業務に係る相談活動の充実・強化 (10) 農業委員会活動、農政農地に関する情報宣伝活動 について、それぞれ記載のとおり実施してまいります。以上で説明を終わります。
議長	これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。議第 5 号令和 6 年度上山市農業委員会運営方針については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。
議長	日程 8、承認第 1 号、令和 5 年度上山市農業委員会事業報告について、会長職務代理者、各専門委員長、広報紙編集委員長、事務局長より説明

	いたします。はじめに、会長職務代理者より報告いたします。
原田代理	承認第1号、令和5年度上山市農業委員会事業報告について説明いたしますので、7ページをお開き願います。 令和5年度上山市農業委員会事業報告 農業委員の業務では、毎月の総会における農地法に基づく許可等について、法令に基づく適正な審議を行いました。特に農地法第3条については、すべての事件において現地調査を行いました。 農業委員会の大きな役割として位置づけられている「農地の利用最適化」については、最適化推進会議の開催や各農業委員、推進委員が個々に活動し、担い手への集約、新規就農者の支援などに努めながら、全体として農地の有効活用に向けた取組みを進めました。 遊休農地の解消に向けては、農地パトロールや利用状況調査による現状把握に務め、遊休農地であった場合にはその解消に向けて、農地利用意向調査を実施するなど、各農家へ働きかけを行いました。 農業委員、推進委員の個別の活動では、農地の巡回や各農家への相談活動を行い、効率的な農地の集積を進めるとともに、担い手の育成・支援に努め、地域農業の振興を図りました。さらに、地域や農家が抱える課題を本市の農林施策に反映させるため、認定農業者との意見交換などを実施し、市長に対して意見書および要望書を提出しました。 (1)～(5)については、各種会議、研修会等の日程とその内容について記載しておりますのでご覧ください。報告は以上です。
議長	次に、農政専門委員長お願いします。
後藤 委員長	農政に関することについて報告いたしますので、12ページをお開き願います。(1)農政専門委員会は3回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。 また、以下、 (2)意見・要望 (3)農業労働力関係 (4)賃借料情報の提供 について、それぞれ記載のとおり実施しました。報告は以上です。
議長	次に、農地専門委員長お願いします。
長沼	農地に関することについて報告いたしますので、13ページをお開き

委員長	願います。(1) 農地専門委員会は4回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。 また、以下、 (2) 新規就農者対策 (3) 認定農業者に関する業務 (4) 遊休農地対策 (5) 農地台帳の整備 について、それぞれ記載のとおり実施しました。14ページをお開きください。 (6) 農地法等に基づく許可・届出の状況について、令和5年度の事務処理状況を記載しております。報告は以上です。
議長	次に、広報紙編集委員長お願いします。
山川 委員長	広報に関することについて報告いたしますので、15ページをお開き願います。(1) 広報紙編集委員会は2回開催しており、期日・内容については記載のとおりです。(2) 広報紙の発行について、11月24日、3月25日の2回発行しております。それぞれの掲載内容については記載のとおりです。 報告は以上です。
議長	次に、事務局長お願いします。
事務局長	年金に関することについて報告いたしますので、16ページをお開き願います。(1) 農業者年金受給者等の状況については記載のとおりです。 (2) 農業者年金の加入促進及び受給相談について、前年度に引き続き制度の周知と加入促進に努めました。また、年金受給手続きについても指導、相談を行いました。なお、昨年度は2名の新規加入がありました。 (3) 現況届の受付について、農業者年金受給者の状況を確認するため、受給者より「現況届」を提出いただきました。受給停止に該当しないことを確認のうえ、現況届は農業者年金基金に送付しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。よって、報告のとおり承認されました。
議長	日程 9、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 13 ページをお開きください。令和 5 年度分として 1 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。譲渡人は金生東一丁目在住の〇〇氏、農業、譲受人は金生東一丁目在住の〇〇氏、会社員です。金生西三丁目地内の畑 2 筆について、駐車場造成のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 10、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 14 ページをお開きください。令和 5 年度分として 5 件、令和 6 年度分として 54 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は石堂在住の〇〇氏であります。小穴地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２から５は関連がありますので、一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２から５について説明いたします。貸し人は三上在住の〇〇氏、栄町二丁目在住の〇〇氏、金瓶在住の〇〇氏及び関根在住の〇〇氏、借り人は相生在住の〇〇氏、であります。三上地内の畑９筆、相生地内の畑２筆、関根地内の畑１筆について、法人で借り直すため解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号６及び７、並びに、１０及び１１は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号６及び７、並びに、１０及び１１について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は長清水二丁目在住の〇〇氏及び川口在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。長清水地内の田１筆、赤坂地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号８及び９は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号８及び９について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は泉川在住の〇〇氏、借り人は十日町在住の〇〇氏であります。泉川地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に

	記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１２及び１３は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１２及び１３について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は久保手在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する有限会社〇〇であります。久保手地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１４及び１５は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１４及び１５について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は永野在住の〇〇氏、借り人は永野在住の〇〇氏であります。永野地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１６について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１６について説明いたします。貸し人は金谷在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。金谷地

	内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 1 7 及び 1 8 は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 1 7 及び 1 8 について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、借り人は皆沢在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 1 9 から 2 4、2 8 及び 2 9、3 3 から 3 6、並びに 3 8 から 4 1 は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 1 9 から 2 4、2 8 から 2 9、3 3 から 3 6、及び 3 8 から 4 1 について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は四ツ谷二丁目在住の〇〇氏、牧野在住の〇〇氏、東根市在住の〇〇氏、牧野在住の〇〇氏、新町一丁目在住の〇〇氏、牧野在住の〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏、借り人は金生西一丁目在住の〇〇氏であります。泉川地内の田 1 筆、牧野地内の田 7 筆、仙石地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 5 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 5 について説明いたします。貸し人は仙石在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。仙石地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 6 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 6 について説明いたします。貸し人はみはらしの丘在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。先ほど議決いただきました第 4 9 5 回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定に伴い、仙石地内の田 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 7 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 7 について説明いたします。貸し人は旭町一丁目に在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。泉川地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３０について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３０について説明いたします。貸し人は八日町在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。金生地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３１について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３１について説明いたします。貸し人は北町本丁在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。仙石地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３２について説明いたします。貸し人は新町一丁目在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。仙石地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３７について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３７について説明いたします。貸し人は軽井沢二丁目在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。泉川地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４２について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４２について説明いたします。貸し人は金生東二丁目在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。金生地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４３及び４４は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４３及び４４について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は金生東一丁目在住の〇〇氏、借り人は仙石在住の〇〇氏であります。金生地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４５から５６は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４５から５６について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は石崎二丁目在住の〇〇氏、権現堂在住の〇〇氏、〇〇氏、金谷在住の〇〇氏、〇〇氏、権現堂在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。金谷地内の田８筆、権現堂地内の田５筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５７について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５７について説明いたします。貸し人は藤吾在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。藤吾地内の畑１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５８について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５８について説明いたします。貸し人小白府在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。小白府地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５９について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５９について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は権現堂在住の〇〇氏であります。権現堂地内の田５筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１１、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の２９ページをお開きください。令和５年度分として６件、令和６年度分として７件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望無しとなっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程１２、報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますの

	で、議案書の３１ページをお開きください。令和５年度分として１件、令和６年度分として２４件の届出がございました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は石堂在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２から９、並びに１２及び１３は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２から９、並びに１２及び１３について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は金谷在住の〇〇氏、金生西一丁目在住の〇〇氏、埼玉県在住の〇〇氏、権現堂在住の〇〇氏、及び金谷在住の〇〇氏、借り人は十日町在住の〇〇氏であります。金谷地内の田３筆、金生地内の田１筆、泉川地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に整理番号１０及び１１、１４から２３は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１０及び１１、１４から２３について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は関根在住の〇〇氏、仙石在住の〇〇氏、〇〇氏、山形市在住の〇〇氏、仙石在住の〇〇氏、〇〇氏、借り人は金生西一丁目在住の〇〇氏であります。関根地内の田１筆、仙石地内の田１０筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に整理番号 2 4 及び 2 5 は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 4 及び 2 5 について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は高野在住の〇〇氏、借り人は高野在住の〇〇氏であります。金谷地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 1 3、報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 3 8 ページをお開きください。令和 5 年度分として 1 件の申請がございました。 整理番号 1 について説明いたします。申請人は栄町一丁目在住の〇〇氏であります。美咲町二丁目地内の田 1 筆について申請があったものです。昭和 5 3 年に転用許可を得たが地目変更を怠っていたもので、現在は、造成され砂利が敷かれており、農地としては利用されていないため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 1 4、報告第 6 号、令和 6 年度上山市農業委員会歳入歳出予算に

	ついて報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第6号、令和6年度上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたしますので、別冊総会資料17ページをお開きください。 歳入についてご説明いたします。 14款使用料及び手数料につきましては、農業関係証明手数料3万2千円を計上しております。 16款県支出金につきましては、農業委員会交付金ほか3つの交付金・補助金1155万7千円を計上しております。 21款諸収入につきましては、農業者年金事務委託費等258万2千円を計上しており、令和6年度の農業委員会の歳入合計は1億4171万1千円となるものであります。 歳出につきましては、 委員会運営費においては、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで計2407万円を計上しております。 農業者年金事業費につきましては、農業者年金事業に係る事務経費を10万円計上しております。 農地中間管理事業費につきましては、農地中間管理事業に係る地域連携推進委員報酬や事務経費等を486万1千円計上しております。 農用地有効活用推進事業費につきましては、遊休農地解消補助であるやまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金を200万円計上しており、令和6年度の農業委員会の歳出合計は3103万1千円となるものであります。 なお、職員人件費は除いており、また、歳出と歳入の差につきましては、市税、地方交付税等により補填されるものであります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議長	(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本総会の日程は全部終了いたしました。
----	--

(終了時刻 午後 3 時 5 0 分)

議事録署名委員

議事録署名委員